

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022 沿革 <u>平成27年11月16日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 22 年 7 月 1 日 10 - 制度 - 00022 沿革 <u>平成26年9月24日</u> 一部改正</p>	
<p style="text-align: center;">第 1 章～第 2 章 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章～第 2 章 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 章 てん補の範囲 (保険関係の成立)</p> <p>第 8 条 被保険者が、輸出契約等にかかる船積確定通知をしたときは、日本貿易保険と保険契約者との間に当該船積日にさかのぼって、当該船積確定通知の範囲において保険関係が成立するものとする。ただし、第 11 条第 1 号又は第 3 号の危険をてん補する場合、船積確定通知をしたときは、輸出契約等の締結日にさかのぼって、当該船積確定通知の範囲において保険関係が成立するものとする。</p> <p>2 被保険者が、以下の各号に定める場合に確定前通知をしたときは、輸出契約等の締結日にさかのぼって、当該確定前通知の範囲において保険関係が成立するものとする。ただし、当該保険関係の成立は、以下の各号に定める事項が発生する以前に締結された輸出契約等に限る。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第 24 条第 <u>2</u> 項に従い損失等発生通知を行う場合</p> <p>3～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 てん補の範囲 (保険関係の成立)</p> <p>第 8 条 被保険者が、輸出契約等にかかる船積確定通知をしたときは、日本貿易保険と保険契約者との間に当該船積日にさかのぼって、当該船積確定通知の範囲において保険関係が成立するものとする。ただし、第 11 条第 1 号又は第 3 号の危険をてん補する場合、船積確定通知をしたときは、輸出契約等の締結日にさかのぼって、当該船積確定通知の範囲において保険関係が成立するものとする。</p> <p>2 被保険者が、以下の各号に定める場合に確定前通知をしたときは、輸出契約等の締結日にさかのぼって、当該確定前通知の範囲において保険関係が成立するものとする。ただし、当該保険関係の成立は、以下の各号に定める事項が発生する以前に締結された輸出契約等に限る。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 第 24 条第 <u>4</u> 項に従い損失発生通知又は危険発生通知を行う場合</p> <p>3～5 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第 9 条～第 13 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 9 条～第 13 条 (略)</p>	
<p style="text-align: center;">第 4 章 損失額及びてん補責任額 第 14 条～第 17 条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 損失額及びてん補責任額 第 14 条～第 17 条 (略)</p>	

新	旧	備考
<p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第 18 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>被保険者等が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p>	<p>(保険金不払、保険金返還)</p> <p>第 18 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、保険金の全部若しくは一部を支払わず又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一～四 (略)</p>	
<p>(保険契約の解除)</p> <p>第 19 条 日本貿易保険は、第 28 条第 2 項、第 29 条第 4 項若しくは第 6 項、第 31 条第 5 項及び第 53 条第 2 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 <u>被保険者等が、反社会的勢力等による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険契約の解除)</p> <p>第 19 条 日本貿易保険は、第 28 条第 2 項、第 29 条第 4 項若しくは第 6 項、第 31 条第 5 項及び第 53 条第 2 項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>第 5 章～第 7 章 (略)</p>	<p>第 5 章～第 7 章 (略)</p>	
<p>第 8 章 債権の回収</p>	<p>第 8 章 債権の回収</p>	
<p>(保険代位)</p> <p>第 40 条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第 25 条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息（保険金請求日までに回収した元本について生じた</p>	<p>(保険代位)</p> <p>第 40 条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第 25 条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が回収に係る権利行使等の相手方に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息（保険金請求日までに回収した元本について生じた</p>	

新	旧	備考
<p>延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 第11条第3号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額) / (第14条の損失額)</p>	<p>延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。)</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 第11条第3号のてん補危険による損失の場合 (支払保険金額×<u>第16条第2項第4号に定める割合</u>) / (第14条の損失額)</p>	
第41条 (略)	第41条 (略)	
<p>(回収に関する義務)</p> <p>第42条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な手続を行うことを含む。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(回収に関する義務)</p> <p>第42条 被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して、前条第5項に基づき、次の各号のいずれか全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 日本貿易保険が被保険者の名義で代位債権等を回収するために必要な協力(日本貿易保険から委任を受けた第三者が行う回収に必要な書類を提出すること及び日本貿易保険の保険代位を輸出契約等の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗するために必要な手続<u>き</u>を行うことを含む。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	
第43条～第47条 (略)	第43条～第47条 (略)	
第9章 雑則 (略)	第9章 雑則 (略)	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成27年11月30日から実施する。</u></p>		
別表(第1条及び第6条第1項関係) (略)	別表(第1条及び第6条第1項関係) (略)	